

令和6年度決算に基づく八重瀬町財政の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

1 健全化判断比率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	13.71	20.00
連結実質赤字比率	—	—	18.71	30.00
実質公債費比率	8.5	8.0	25.00	35.00
将来負担比率	1.9	—	350.00	

備考 ①健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

②早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条及び第8条第1項の規定に基づき算出した基準である。

2 資金不足比率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	経営健全化基準
集落排水事業	—	—	20.0

備考 ①各会計の資金不足比率の欄において、「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

②経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める基準である。